

総務課

新たに杉田啓一氏が 嵐山町監査委員 に選任されました

嵐山町監査委員の柳勝次氏（菅谷）が任期満了により退任され、平成28年嵐山町議会第4回定例会において、12月22日に新たに杉田啓一氏（遠山）が選任されました。



『嵐山町暮らしの 便利帳』が新しく なります

11月9日、株式会社ゼンリンと『嵐山町暮らしの便利帳』協働発行に関する協定書調印式が行われました。

暮らしの便利帳は、平成23年6月に発行されていますが、平成29年度に、町制施行50周年を迎える記念事業の一環として、本便利帳を新たに作成するものです。



便利帳は、役場の各種手続、行政情報、事業者の広告などが掲載される実用性の高いもので、製作経費は広告料で賄い、町の費用負担は伴わない官民協働事業として実施します。冊子は町内全域に、本年6月頃に配布を予定しています。1月下旬よりこの便利帳に広告を掲載していただける事業者を募集しているため、株式会社ゼンリンの担当者が事業所に直接お願いに伺いますので、ご協力をお願いいたします。

広告に関する問合せ

株式会社ゼンリン
熊谷サービスセンター
☎048-523-4774
048-524-6694
問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152

総務課

必ずチェック！ 最低賃金

埼玉県内で事業を営む使用者及びその事業所で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、特定の産業で事業を営む使用者及びその事業場で働く18歳未満の者などを除く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」は表のとおりとなっています。なお、埼玉県最低賃金よりも特定（産業別）最低賃金が優先します。

詳しくは、埼玉労働基準局賃金室（☎048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。
問合せ 総務課 庶務・人事担当 ☎62-2151

埼玉県最低賃金	
時間額(円)	発効日
845	平成28年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額(円)	発効日
非鉄金属製造業	884	平成28年12月1日
電子部品・デバイス、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889	
輸送用機械器具製造業	898	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	897	
各種商品小売業	849	
自動車小売業	897	



町長室だより
胎動
嵐山町では、「日本一の教育のまち」をめざしています。「教育」をとりまく環境は、超えなければならぬ課題が山積しております。

まず「次期学習指導要領」への取り組みは、現場では喫緊の問題です。「OEC D」の国際共通テストでは、日本の子供達の弱点も指摘され、グローバル化への対応もありません。問題解決能力の強化こそ、今回改編の中心です。

次の大きな問題は、人口減少社会に対応した、学校規模の適正化への対策です。施設整備のダウンサイジングは待ったなしです。町では早急な対応を行ってまいります。町民各層のご意見を集約し、嵐山教育の基盤を整えてまいります。

また、教育を受け難い児童生徒への対応も急がれます。物心両面での支援は、格差の生じている現状での、大きな課題です。一歩踏み込んで対応も考えなければなりません。嵐山町から、世界へ飛躍する人材育成のため、真に「日本一の教育のまち」へ充実してまいります。一層のご協力をお願い申し上げます。

あなたも「嵐山町まもり隊」 地域をまもる活動にしよう！

平成27年度から始まった嵐山町まもり隊の登録第1号は、むさし台3丁目にある「蜻蛉橋上緑地」で活動を行っているグループです。代表者である井上清さんにお話を伺いました。「以前は公園内の草が伸び放題になっていて、公園の隣がゴミステーションになっていて、のですが、周りにゴミを捨てられてしまう心配がありました」、「公園内には遊具があるので、子ども達が来ても楽しく遊ぶことが出来ない状況でした」と活動前の公園の状況を教えてくださいました。

井上さんのグループは近隣にお住まいの方を中心に、雑草が伸びる5月から11月にかけて除草・清掃活動を行っています。きっかけは、地域や子ども達の遊ぶ環境を良くしようと思ったこととことです。「地域に子ども達の遊んでいる声が聞きたいという想いがありました。環境をきれいにすることで、ポイ捨てなどのゴミも少なくなると思っ活動しています」

まもり隊の登録をしてよかったです。草刈り機の刃のような消耗品を購入してもらえ



井上さんのグループによる除草作業

嵐山町建設業組合の皆さんも、昨年11月末から嵐山町まもり

り隊に登録し、活動をしていただいています。今回は、同組合代表の中村建設株式会社 中村晋さんにお話を伺いました。「建設組合の一員として、町のために貢献したいと思い、活動を始めました」

以前から、嵐山町建設業組合の皆さんには降雪の際に町内の除雪等にご協力をいただいています。今後は、まもり隊として、町内のカーブミラーの点検・清掃などの活動をしていきたいとのことでした。

「町内のカーブミラーは、鏡が曇っているだけでなく、支柱が腐食しているものもあります。全てを町で把握するのは難しいと思うので、チェックリストを作って点検を行い、状況を町に報告しています」



カーブミラーの点検・清掃の様子

現在一部地域で行っている活動ですが、今後は町内全域に広げていきたいと話してくれた中村さん。「些細なことでも、

嵐山町に恩返しのできるのではないかと考えています。地域安全とインフラを守る責務を負うものとして、今後も活動していきたいと思っております」と、活動に対する気持ちを話していただきました。

「嵐山町まもり隊」とは？

町では、嵐山町をあらゆる面で守っていききたい、支えていきたいという、草の根的な活動を行うグループを「嵐山町まもり隊」として登録し、活動に対する支援を行っています。

① 対象となる活動

コミュニティ、福祉、環境、農業、防犯、防災、教育分野などでのボランティア活動

② 対象となるグループ

原則3名以上で、2年以上継続して活動できるグループ

③ 町が支援する内容

嵐山町まもり隊の活動内容に応じて以下の支援を行います（活動に対する報酬は支給しません）。

- (1) ボランティア保険への加入
 - (2) 活動中の事故等に対して、保険の範囲で補償を行います。
 - (3) 活動に必要な用具等の支給
 - (4) 鎌、軍手、ゴミ袋等消耗品、まもり隊キャップなど
- 問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152

地域支援課

嵐山町公共施設等 総合管理計画(案) のパブリックコメントを実施します

わが国においては、高度経済成長期以降、社会資本の整備が集中的に行われました。それら公共施設等が耐用年数を迎えつつあり、多くの施設の更新が短い期間に必要となること予測されています。

そのため、国からは地方公共団体に対し、公共施設を取り巻く環境の変化に対して、人口の推移や財政状況を勘案し、総合的・計画的な管理の方向性を示す長期的な計画を策定することが求められています。

この方針を受け、このたび、嵐山町公共施設等総合管理計画(案)を策定しましたので、皆さんからのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

公表期間 2月20日(月)～3月12日(日)まで

公表場所 町ホームページ、嵐山町役場地域支援課、ふれあい交流センター、図書館

意見を提出できる方 (1) 町内に在住・在勤・在学の方 (2) 町内に事務所又は事業所を有する方